

# 杉並区陸上競技協会規約

## 第一章 総 則

### 第1条（名称及び事務局）

本協会は杉並区陸上競技協会と称し、事務局を置く。

### 第2条（目的及び事業）

本協会は主として杉並区民の陸上競技を愛好する人々に対して、陸上競技の普及および振興を図り、自らが研修する機関として次の事業を行います。

- ① 陸上競技大会の開催（杉並区陸上競技大会、杉並区ロードレース大会等）。
- ② 陸上競技大会への参加（都民大会、都民駅伝大会、都民生涯スポーツ大会、小・中学生陸上競技大会等）。
- ③ 講習会、研修会の開催。
- ④ その他本協会目的達成のため必要と認める事業。

### 第3条（組織）

本協会は、杉並区に在住在勤する者、並びに第2条の趣旨に賛同する者とする。

## 第二章 会員・役員

### 第4条（会員の加入と退会）。

- ① 本協会に加入する者は、加入申込書に必要事項を記入し、会費を納入するものとする。
- ② 退会する者は、退会届を協会に提出する。

### 第5条（役員）

本協会に次の役員を置く

- ① 理事 3名以上 15名以内
- ② 監事 2名以内
- ③ 理事のうち1名を会長とする。会長以外の理事から副会長若干名  
理事長1名・副理事長若干、名常務理事若干名を置くことができる。
- ④ 理事は総会において選任される。
- ⑤ 監事は総会において委嘱される。
- ⑥ 会長・副会長・理事長・副理事長・常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選ばれる。

- ⑦ 役員の任期は2年とする。再任を妨げない。欠員が生じた場合は理事会において補充し、任期は前任者の残任期間とする。

## 第6条（名誉役員）

- ① 本会に会長指名の名誉会長1名を置くことができる。名誉会長は必要に応じて理事会に出席して意見を述べることができる。
- ② 本会に会長委嘱の若干名の顧問を置くことができる。顧問は会長の諮問に応ずる。

## 第7条（役員の仕事）

- ① 会長は本協会を代表し、会務を統括する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- ③ 理事長は本協会の業務執行を統括する。
- ④ 副理事長は理事長を補佐し、本協会の業務を執行をする。
- ⑤ 常務理事は理事を代表し、理事長・副理事長を補佐する。
- ⑥ 理事は、本協会の会務の執行に当たる。
- ⑦ 監事は本協会の業務及び会計を監査する。

## 第8条（専門部会）

本協会に、必要に応じて専門部会を設ける。

- ① 専門部会の名称、業務内容等は理事会で別に定める。
- ② 専門部長・副部長・部員は理事会で選任する。

## 第三章 会 議

### 第9条（総会）

定期総会は年1回会長がこれを招集し、次の事項を審議する。

- ① 規約の改正
- ② 事業報告及び決算報告
- ③ 事業計画及び予算
- ④ 役員の改選
- ⑤ その他必要な事項

総会は会員の三分の一以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数で決定される。はがきによる議決権の行使は出席者とみなす。

理事会が必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。

### 第10条（理事会）

理事会は会長が必要に応じて招集し、総会の議決に基づき本会の業務の企画運営に当たる。

## 第四章 会 計

### 第11条 (会計)

- ① 本協会の事務局経費は、会費、事業収益、その他の収益による。
- ② 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### 付則 1

本規約は昭和24年 4月 1日より実施（杉並陸上連盟）  
昭和31年 2月22日改正（杉並区陸上競技クラブ）  
昭和36年12月 1日改正（杉並区陸上競技協会）  
平成 4年 4月 1日改正  
平成24年 4月 1日改正  
平成26年 4月 1日改正  
2019年 4月 1日改正